特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
19	特定公的給付の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東御市は、特定公的給付の支給に関する事務における特定個人 情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人の プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人 情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な 措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んで いることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

東御市長

公表日

令和7年9月1日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公的給付の支給に関する事務　基礎項目評価書
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 令和六年度物価高騰対策給付金の支給事務 (1)デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく新たな住民税均等割非課税世帯への給付（10万円） (2)デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく新たな住民税均等割のみ課税世帯への給付（10万円） (3)デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく新たな低所得子育て世帯への加算（児童１人当たり5万円） (4)デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく定額減税しきれないと見込まれる方への給付 (5)エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯への給付（3万5千円）
③システムの名称	特別定額給付金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
市町村民税情報ファイル 宛名情報ファイル 口座情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　番号利用法第9条第1項　別表第135項 2　番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条 3　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 ・番号利用法第19条第8号　別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表160項及び第162条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1)～(3)、(5)健康福祉部　福祉課 (4)市民生活部　税務課 ※番号は1②事務の概要の事務を示す。
②所属長の役職名	(1)～(3)、(5)健康福祉部　福祉課長 (4)市民生活部　税務課長 ※番号は1②事務の概要の事務を示す。

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	(1)～(3)、(5)東御市健康福祉部福祉課　長野県東御市鞍掛197番地　0268-64-8888（代表） (4)東御市市民生活部税務課　長野県東御市県281番地2　0268-62-1111（代表） ※番号は1②事務の概要の事務を示す。

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	(1)～(3)、(5)東御市健康福祉部福祉課　長野県東御市鞍掛197番地　0268-64-8888(代表) (4)東御市市民生活部税務課　長野県東御市県281番地2　0268-62-1111(代表) ※番号は1②事務の概要の事務を示す。
9. 規則第9条第2項の適用	**[○]適用した**
適用した理由	本給付金は、経済事情の急激な変動による影響を緩和するため支給されるものであり、可能な限り迅速かつ正確に給付を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の提供対象となり得るものとされているため。

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年3月21日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年3月21日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[ ]接続しない（入手）** **[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、パスワード及び静脈による認証によって限定していることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	Ⅰ-1-②事務の概要		1.「(5)エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯への給付(3万5千円)」を追加	事後	緊急時の事後評価の対象事務であるため
令和7年9月1日	Ⅰ-5-①部署	(1)～(3)健康福祉部　福祉課	(1)～(3)、(5)健康福祉部　福祉課	事後	緊急時の事後評価の対象事務であるため
令和7年9月1日	Ⅰ-5-②所属長の役職名	(1)～(3)健康福祉部　福祉課	(1)～(3)、(5)健康福祉部　福祉課	事後	緊急時の事後評価の対象事務であるため
令和7年9月1日	Ⅰ-7請求先	(1)～(3)健康福祉部　福祉課	(1)～(3)、(5)健康福祉部　福祉課	事後	緊急時の事後評価の対象事務であるため
令和7年9月1日	Ⅰ-8連絡先	(1)～(3)健康福祉部　福祉課	(1)～(3)、(5)健康福祉部　福祉課	事後	緊急時の事後評価の対象事務であるため
令和7年9月1日	Ⅱしきい値判断項目の1．対象人数及び	令和6年6月18日	令和7年3月21日	事後	緊急時の事後評価の対象事務であるため
令和7年9月1日	Ⅱしきい値判断項目の2．取扱者数の時点	令和6年6月18日	令和7年3月21日	事後	緊急時の事後評価の対象事務であるため